

事務連絡
令和2年4月27日

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \\ \text{児} & \text{童} & \text{相} & \text{談} & \text{所} & \text{設} & \text{置} & \text{市} \end{array} \right)$ 民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための
養子縁組あっせんに係る業務を行う際の留意事項について

平素より児童福祉行政の推進につきましては、多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、本年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が同法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言を行い、同月16日にはその対象地域の拡大を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域において緊急事態措置期間中に養子縁組あっせんに係る業務を行う際の留意事項については、下記のとおりとしますので、十分御了知の上、管下の民間あっせん機関に対しても周知をお願いいたします。なお、その他の区域及び期間においても、地域の感染状況を踏まえつつ、同様に取り扱っていただいても差し支えありません。

記

1. 縁組成立前養育における支援を行う際の留意事項

民間あっせん機関は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）第29条第3項の規定に基づき、「縁組成立前養育が行われている場合には、養親希望者及び児童に対して面会の方法により相談に応ずること等により、適時かつ適切に縁組成立前養育における監護の状況等を把握するよう努めなければならない」こととされている。具体的には、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号。以下「指針」という。）第4の4の規定に基づき、「養親希望者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認し、養親希望者の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と連携しながら、必要に応じて相談援助を行わなければならない」ところ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、面会及び児童の養育場所への直接の訪

間については、緊急を要する場合等に限定することとし、養親希望者等からの相談への対応、定期的な監護状況の把握等については、原則的に電話やビデオ通話等により行うこととして差し支えない。緊急を要する場合等で面会等を実施するときには、人と人との距離を十分に確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

2. 養子縁組の成立後の支援を行う際の留意事項

民間あっせん機関は、法第 33 条の規定に基づき、その行った養子縁組のあっせんについて、養子縁組の成立後においても、養親及び児童に対して、その求めに応じ、必要な支援を行うよう努めるものとされている。具体的には、指針第 5 の 1 の規定に基づき、定期的な訪問を行うなど関係性の維持を図るとともに、児童の発達段階に応じた悩みに対する助言その他の必要な支援を行わなければならないところ、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、この支援は原則的に電話やビデオ通話等により行うことを検討すること。緊急の場合に面会等を実施するときには、人と人との距離を十分に確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

3. 養親希望者の適性の確認を行う際の留意事項

民間あっせん機関は、指針第 4 の 2 の規定に基づき、「養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行うとともに、少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができることを確認しなければならない」ところ、この確認については、適正な養子縁組のあっせんにとって必要不可欠なものであることに鑑み、あっせんに当たって直接必要な情報に限って面会や訪問で確認し、その他の情報は後日電話やビデオ通話等により聴取するなど、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、柔軟な対応を行うことを検討すること。面会等を実施する場合には、人と人との距離を十分に確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施されたい。

以上

(担当者連絡先)

子ども家庭局家庭福祉課企画係

TEL :03-5253-1111 (内線 4868)